

第1編 総論

第1編 総論

第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり県の責務を明らかにするとともに、福島県の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

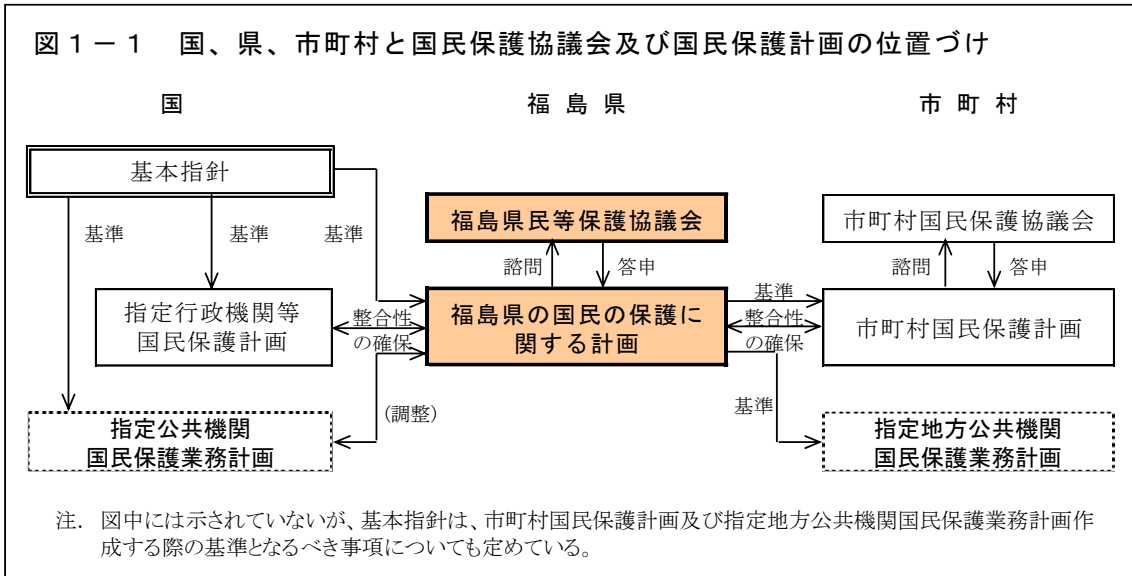
第1節 県の責務及び福島県の国民の保護に関する計画の位置づけ

第1 県の責務（第3、172条関係）

県（知事部局及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、県民等の協力を得つつ、国、他の都道府県、市町村及びその他関係機関と連携協力し、自ら武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県の区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進する責務を有する。

第2 県保護計画の位置づけ（第34～36、182条関係）

- (1) 知事は、その責務にかんがみ、国民保護法第34条の規定に基づき福島県の国民の保護に関する計画（以下「県保護計画」という。）を作成する。
- (2) 県保護計画は、基本指針、指定行政機関の国民の保護に関する計画（以下「指定行政機関国民保護計画」という。）及び指定公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定公共機関国民保護業務計画」という。）と連携した県の区域に関する計画であるとともに、市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）の基準となる事項を含むものである。（図1-1）



第3 県保護計画に定める事項（第34、182条関係）

県保護計画においては、国民保護法第34条第2項及び第182条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- 1 県の区域に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置の総合的な推進に関する事項
- 2 県が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する事項
- 3 国民保護措置及び緊急対処保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- 5 国民保護措置及び緊急対処保護措置を実施するための体制に関する事項
- 6 国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 7 1～6のほか、県の区域に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置に関し知事が必要と認める事項

第2節 県保護計画の構成及び作成上の留意点

1 県保護計画の構成

県保護計画は、以下の各編により構成する。

(1) 本編

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処
- 第4編 復旧等

(2) 資料・様式編

第1編 資料編

第2編 様式編

2 県保護計画作成上の留意点

- (1) 県保護計画の本編は、県、市町村及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置の全体像を示すものとする。
- (2) 地理的情報、関係機関の連絡先などのデータとして整理する項目、その他資料及び各種様式等については、資料・様式編に取りまとめる。
- (3) 県保護計画に基づき県が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置の具体的な運用については、別にマニュアル等を作成する。
- (4) 武力攻撃事態等と緊急対処事態は、武力攻撃等（武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃をいう。以下同じ。）を行う主体及び攻撃手段に相違があるものの、これらの事態の生起に伴い県が行う国民保護措置と緊急対処保護措置の内容及び武力攻撃等により直接又は間接に生じる災害への対応等は、同様のものになると想定されるため、本計画においては、第1編第1章第1節及び第2節を除き武力攻撃事態等と緊急対処事態、国民保護措置と緊急対処保護措置及び武力攻撃災害と緊急対処事態における災害を区分しないで記述する。

したがって、第3節以下においては、第1編第5章、第3編第2章第4節の2、第4章第1節第1から第4及び第12章を除き「武力攻撃事態等」と記載がある箇所については、武力攻撃事態等及び緊急対処事態、「国民保護措置等」と記載がある箇所については、国民保護措置及び緊急対処保護措置、「武力攻撃災害」と記載がある箇所については、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を意味する。

第3節 県保護計画の見直し、変更手続（第34、37条関係）

- (1) 県保護計画については、国民保護措置等に係る検討事項や新たな制度等の構築、国民保護措置等についての訓練における課題等を踏まえるとともに、指定行政機関国民保護計画及び他の都道府県の国民保護計画等との整合性を確保するため、必要に応じ、当該計画の見直しを行う。
- (2) 県保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、県民等保護協議会に諮問し、当該協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見等を求めた上で、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、速やかに県議会に報告するとともに公表する。

ただし、国民保護法第34条第8項及び同法第37条第3項により、政令で定める軽微な変更については、県民等保護協議会への諮問、内閣総理大臣への協議は行わない。

第4節 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

(第35、36条関係)

- (1) 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画については、基本指針を踏まえた上で、県保護計画に基づき作成するものとする。
- (2) 県保護計画の作成に当たっては、指定行政機関国民保護計画、他の市町村国民保護計画等との整合性を確保するものとする。

第2章 国民保護措置等に関する基本方針等

県は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、基本方針を定める。

第1 国民保護措置等に関する基本方針

1 基本的人権の尊重（第5、174条関係）

県は、国民保護措置等の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重するとともに、国民の自由と権利に制限が加えられるときであってもその制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならないことに留意する。

2 県民等の権利利益の迅速な救済（第6、175条関係）

県は、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

3 県民等に対する情報提供（第8、9、183条関係）

県は、武力攻撃事態等においては、県民等に対し、国民保護措置等に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法により提供する。

なお、県は、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報伝達に配慮を要する者に対しても情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

4 関係機関相互の連携協力の確保（第3、172条関係）

県は、国、他都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに他の関係機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 県民等の協力（第4、173条関係）

県は、国民保護法の規定により国民保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、県民等に対し、必要な協力を要請する。

この場合において、県民等は、その自発的な意思により必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織並びにボランティア等により行われる国民保護措置等に資するための自発的な活動に対し、必要な支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

（第7、183条関係）

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置等については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置等については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現

の自由等に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置等の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに配慮する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（第9、183条関係）

県は、国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用されるジュネーヴ諸条約及び同第一追加議定書など国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保（第22、180条関係）

県は、自らが実施する国民保護措置等のほか、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置等について、当該国民保護措置等に従事する者の安全の確保に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置等に協力する者に対しては、その内容に応じ、安全の確保に配慮する。

第2 国民保護措置等の実施に伴うその他の留意事項

1 外国人に対する国民保護措置等の適用等

外国人に対しては、憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されると解されていることから、県は、県の区域内に居住し、又は、滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するよう留意するとともに、国民保護措置等の実施に当たっては、第1の基本方針を適用する。

2 福島県地域防災計画等に基づく対応

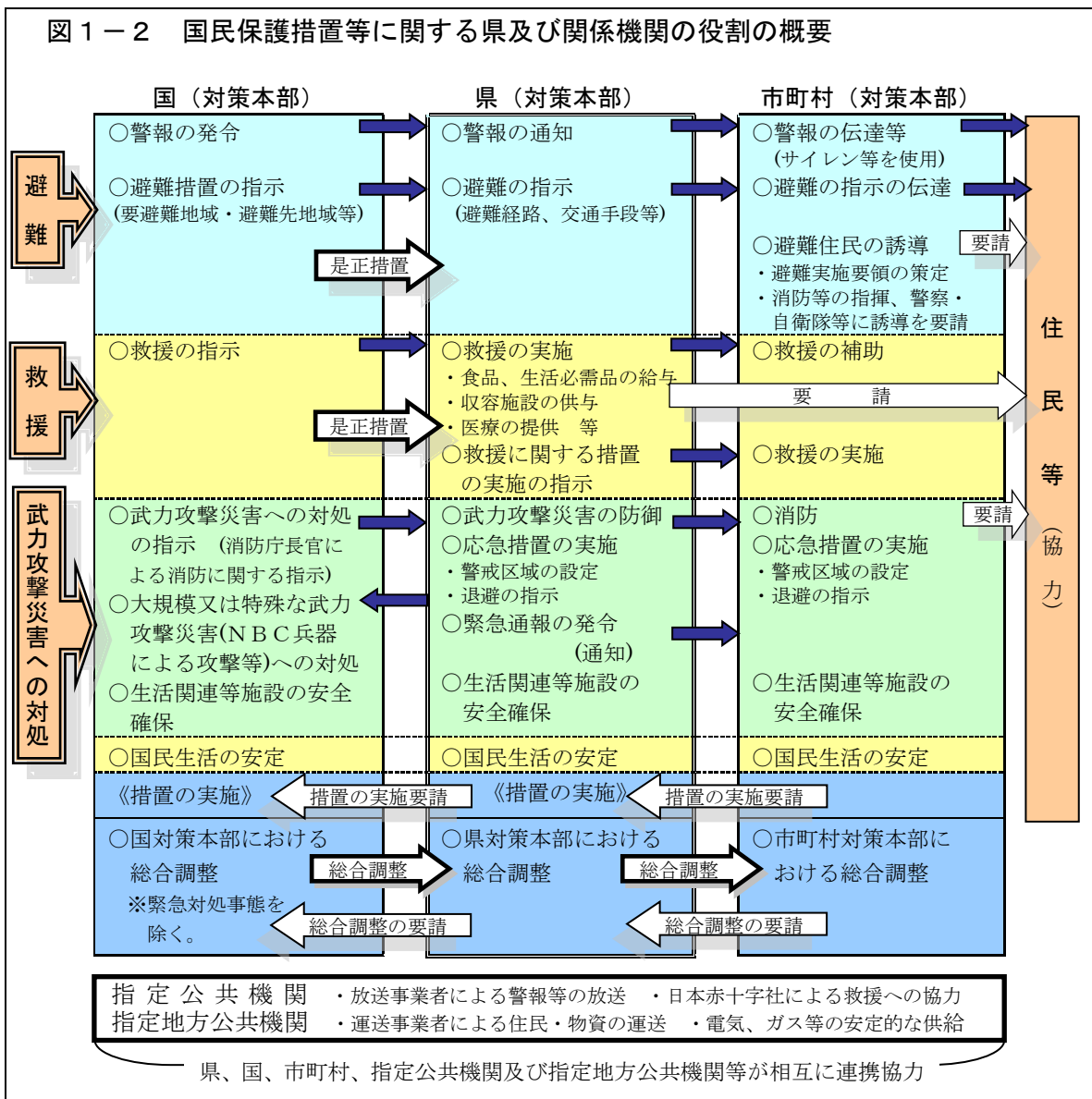
武力攻撃災害への対処については、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いこと、また、政府による武力攻撃事態等の認定に時間を要する場合、初動対処等に関しては、防災体制に基づき実施することも想定されることから、福島県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）及び福島県石油コンビナート等防災計画（以下「県石油コンビナート等防災計画」という。）その他既存のマニュアル等に基づく組織及び体制等を活用する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置等の実施に当たり、関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置等の実施主体である関係機関の役割や連絡窓口をあらかじめ把握する。
また、県及び関係機関は、概ね以下の国民保護措置等を行うものとする。

第1節 県及び関係機関の役割の概要

国民保護措置等の実施主体である県、市町村、国（指定地方行政機関含む。）並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「関係機関」という。）が行なう国民保護措置等に関する役割の概要は図1-2のとおりである。



第2節 関係機関の事務又は業務の大綱

第1 県（第11、27、34、37、177、182、183条関係ほか）

事務又は業務の大綱	
1.	県保護計画の作成
2.	県民等保護協議会（県国民保護協議会）の設置、運営
3.	県民等保護対策本部（県国民保護対策本部）及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4.	組織の整備、訓練
5.	警報の通知
6.	住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
7.	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
8.	武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
9.	生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
10.	交通規制の実施
11.	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第2 市町村（第16、27、35、39、178、182、183条関係ほか）

事務又は業務の大綱	
1.	市町村国民保護計画の作成
2.	市町村国民保護協議会の設置、運営
3.	市町村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4.	組織の整備、訓練
5.	警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
6.	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7.	退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8.	水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9.	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北管区警察局	1. 管区内各県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調整 2. 他管区警察局との連携 3. 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4. 警察通信の確保及び統制

第1編 総論
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北防衛局	1. 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2. 米軍施設内通行等に関する連絡調整
東北総合通信局	1. 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2. 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する こと 3. 非常事態における重要通信の確保 4. 非常通信協議会の指導育成
東北財務局 (福島財務事務所)	1. 地方公共団体に対する財政融資資金の貸付 2. 金融機関等に対する緊急措置の要請 3. 国有財産の無償貸付 4. 被災施設の復旧事業費の査定の上会
横浜税関 (小名浜税関支署)	1. 輸入物資の通関手続
東北厚生局	1. 救援等に係る情報の収集及び提供
福島労働局	1. 被災者の雇用対策
東北農政局 (福島農政事務所)	1. 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2. 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	1. 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
東北経済産業局	1. 工業用水道の応急・復旧対策 2. 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関する こと 3. 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業 保安監督部東北支部	1. 鉱山における災害時の応急対策 2. 危険物等の保全
東北地方整備局 (福島河川国道事務所、 摺上川ダム管理所、郡山 国道事務所、磐城国道事 務所、三春ダム管理所、 小名浜港湾事務所) 北陸地方整備局 (阿賀川河川事務所)	1. 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2. 港湾施設の使用に関する連絡調整 3. 港湾施設の応急復旧
東北運輸局 (福島運輸支局)	1. 運送事業者への連絡調整 2. 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 (仙台空港事務所)	1. 飛行場使用に関する連絡調整 2. 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1. 航空機の安全確保に係る管制上の措置
仙台管区気象台 (福島地方気象台)	1. 気象状況の把握及び情報の提供

機関の名称	事務又は業務の大綱
第二管区海上保安本部 (福島海上保安部)	1. 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2. 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3. 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4. 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5. 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

注. 表中「機関の名称」欄の括弧内については、指定地方行政機関の本県に所在する主な所属機関を参考までに示す。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

法人の名称	事務又は業務の大綱
日本放送協会（福島放送局） ○福島テレビ株式会社 ○株式会社福島中央テレビ ○株式会社福島放送 ○株式会社テレビユー福島 ○株式会社ラジオ福島 ○株式会社エフエム福島	1. 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
ジェイアールバス関東株式会社 （東北道統括支店） ジェイアールバス東北株式会社 （福島支店） ○福島交通株式会社 ○新常磐交通株式会社 ○会津乗合自動車株式会社	1. 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2. 旅客及び貨物の運送の確保
佐川急便株式会社 西濃運輸株式会社 日本通運株式会社（福島支店） 福山通運株式会社 ヤマト運輸株式会社 ○公益社団法人福島県トラック協会	
全日本空輸株式会社（福島支店） 株式会社AIRDO	

法人の名称	事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道株式会社 (仙台支社福島支店) 日本貨物鉄道株式会社 ○阿武隈急行株式会社 ○会津鉄道株式会社 ○野岩鉄道株式会社	1. 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2. 旅客及び貨物の運送の確保
東日本電信電話株式会社(福島支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 株式会社NTTドコモ	1. 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2. 通信の確保及び国民保護措置等の実施に必要な通信の優先的取扱い
東京電力パワーグリッド株式会社 東京電力フュエル&パワー株式会社 東京電力ホールディングス株式会社 電源開発株式会社	1. 電気の安定的な供給
○一般社団法人福島県エルピーガス協会	1. ガスの安定的な供給
日本郵便株式会社(福島支店)	1. 郵便の確保
独立行政法人国立病院機構 (福島病院、いわき病院) ○一般社団法人福島県医師会 ○公益社団法人福島県看護協会 ○公益社団法人福島県歯科医師会 ○一般社団法人福島県薬剤師会 ○公益社団法人福島県診療放射線技師会	1. 医療の確保 2. 医師・歯科医師・看護師・薬剤師・放射線技師の確保
東日本高速道路株式会社 (東北支社福島管理事務所、郡山管理事務所、いわき管理事務所、会津若松管理事務所)	1. 道路の管理
日本赤十字社(福島県支部)	1. 救援への協力 2. 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行(福島支店)	1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2. 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

注1. 表中、「○」の付いている法人は指定地方公共機関、印の付いていない法人は指定公共機関を示す。

2. 表中「法人の名称」欄の括弧内については、指定公共機関及び指定地方公共機関の本県に所在する主な支店等を示す。

第3節 関係機関の連絡先

第1 指定行政機関

県保護計画 資料・様式編（以下「資料・様式編」という。）のとおり

第2 国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）

資料・様式編のとおり

第3 関係指定公共機関

資料・様式編のとおり

第4 指定地方公共機関

資料・様式編のとおり

第5 県関係機関

資料・様式編のとおり

第6 市町村機関（教育委員会含む）

資料・様式編のとおり

第7 消防本部

資料・様式編のとおり

第8 その他関係機関

資料・様式編のとおり

第4章 県の地理的、社会的特徴

武力攻撃事態等において、国民保護措置等を適切に実施するために必要となる県域の地理的、社会的特徴等について、次のとおり記載する。

第1節 県土の地理的条件

第1 位置及び面積

本県は、東北地方の最南端に位置し、東は太平洋に、南西北方面は、それぞれ関東、信越、東北地方の6県と県境を接している。

県域は、東西約166km、南北約133kmにわたり、総面積13,784.14 km²と北海道、岩手県に次いで全国の第3位の広大な県土を有している。また、県域の東部は太平洋に面しており、海岸線の延長は160.481kmとなっている。各方位における県境等における経度、緯度等は、表1-1のとおりである。

表1-1 福島県の位置

方位	四方位における最端地	経緯度	隣接地方（隣接県）
東（E）	双葉郡浪江町請戸	東経 141度2分49秒	—
西（W）	南会津郡只見町毛猛山 南2,950m	〃 139度10分5秒	信越地方（新潟県）
南（S）	東白川郡矢祭町明神 西1,000m	北緯 36度47分18秒	関東地方（茨城・栃木・群馬県）
北（N）	福島市飯坂町龍ヶ岳	〃 37度58分25秒	東北地方（宮城・山形県）

第2 地勢

本県は、東に阿武隈高地、中央部に奥羽山脈、西の新潟県との県境に沿って飯豊山地及び越後山脈が南北に連なることにより、浜通り、中通り、会津の三地方に大別される。

- (1) 浜通りは、鮫川、夏井川、新田川、真野川など阿武隈高地を水源とし、直接太平洋に東流する単独河川が多く、これらの河川流域に発達した平坦面を連ねた形で海岸沿いに細長い平地を形成している。
- (2) 中通りは、阿武隈高地と奥羽山脈にはさまれた地域で、その中央部には阿武隈川が南から北へ流れ、肥沃な平坦地である郡山（安積）盆地、福島（信達）盆地などを形成している。なお、中通りの南東端に位置する東白川郡の一部は、茨城県へ南流する久慈川流域に属している。
- (3) 会津地方は、奥羽山脈とその周縁部、新潟県境に連なる飯豊山地及び越後山脈に抱かれた広大な地域である。

栃木県境をほぼ東西に走る帝釈山地の東端に源を発する阿賀川が、猪苗代湖を水源として西流する日橋川と合流する付近を中心として広大な平地である会津盆地を形成し、さらに会津盆地の東端において、南会津郡の南端、尾瀬沼に源を発して北へ流れる只見

川と合流し、新潟県に入り阿賀野川となって日本海に注いでいる。

第3 気象

本県の地勢は、阿武隈・奥羽の二つの山系により三分され、気候区についても、太平洋側気候の浜通り地方、日本海側気候の会津地方、両気候の特徴を併せ持つ中通り地方の三つに区分される。

1 季節ごとの気象の特徴

(1) 春

シベリア高気圧が弱まり、冬型の気圧配置が緩み始め、低気圧と高気圧が交互に通過するようになる。周期的に天気に変化し、寒暖の差が激しい時期である。また、移動性高気圧圏内では晴れて空気が乾燥し、夜間は放射冷却により気温が下がり農作物に霜害が起こりやすい。さらに、春先には、本州の南岸を通過する低気圧のため、浜通りや中通りでは湿った雪が降り大雪となることもある。

また、この時期は、低気圧が日本海で急速に発達するため、強風を伴うことが多い。本県では春が10m/s以上の風が吹く日数が最も多い時期である。

(2) 夏

本州に前線が停滞し、6月中旬から7月下旬にかけ梅雨となる。中通りと浜通りでは降水量が最も多い時期である。また、梅雨の初め頃にはオホーツク海高気圧から吹き出す冷たく湿った北東の風が入り、気温の上昇が抑えられ、ぐずついた天気となる。太平洋高気圧の強まりと共に梅雨前線は北上して梅雨が明けるが、その過程で前線の活動が活発化し、大雨をもたらすことがある。

太平洋高気圧が日本に張り出し、本県は弱い南よりの風が卓越して高温多湿の日が持続し、中通りや会津の盆地では猛暑日となる日がある。また、中通りや会津では大気の状態が不安定となり、雷雨となりやすい。なお、太平洋高気圧の勢力が強い時には、無降水の日が続き干ばつとなることもある。

(3) 秋

9月になると太平洋高気圧の勢力が弱まり、本州付近に秋雨前線が停滞して雨の日が続く。また、この時期に台風の襲来が多い。台風に伴う暖かく湿った空気が秋雨前線の活動を活発化して大雨となり、台風本体の雨が加わり、更に雨量が増す。

10月になると移動性高気圧や低気圧が次々と日本付近を東進するようになり、天気は周期的に変わる。

10月後半から11月は移動性高気圧に広く覆われ、晴天の日が多い。夜間は放射冷却により気温が下がり、農作物に早霜の被害が発生する時期でもある。また、会津では明け方に盆地特有の放射霧が発生して、交通機関等に大きな影響を与える。11月下旬になると日本付近を低気圧が通過した後、一時的に冬型の気圧配置となり、平地で初雪が降るようになる。

(4) 冬

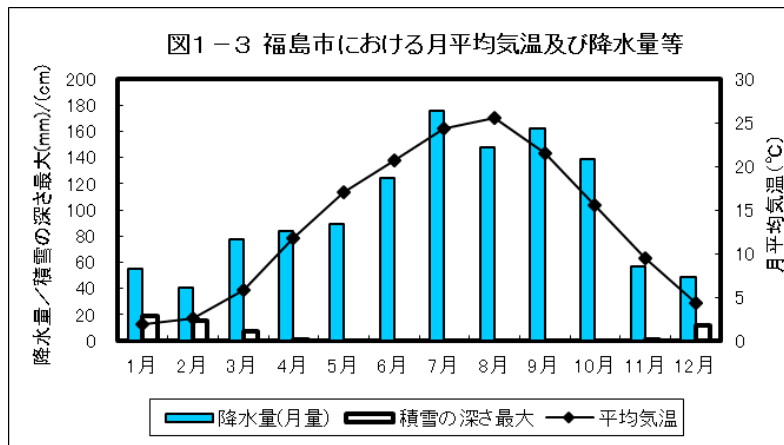
12月中旬以降はシベリア高気圧が強まって、冬型の気圧配置となり北西の季節風が卓越するようになる。

会津は雲に覆われ、雪の降る日が多い。浜通りは乾燥した晴天の日が続き、降水量が最も少ない時期となり、空気の乾燥が著しく火災が起きやすい。中通りは、会津と浜通りの中間の天気となる。

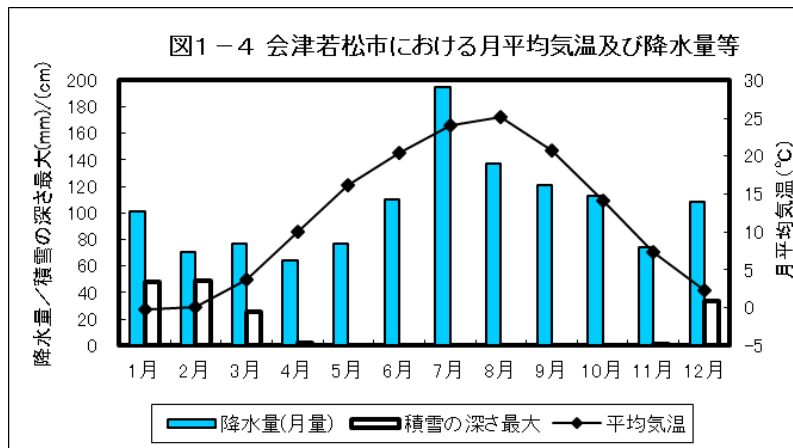
冬型の気圧配置が強まると北西の風が強くなり、会津や中通りの山沿いに大雪をもたらす。会津の年間降水量の半分がこの時期に降り、特に会津南西部は日本有数の豪雪地帯となっている。

2 主な都市の月別平均気温、降水量等¹

(1) 福島市

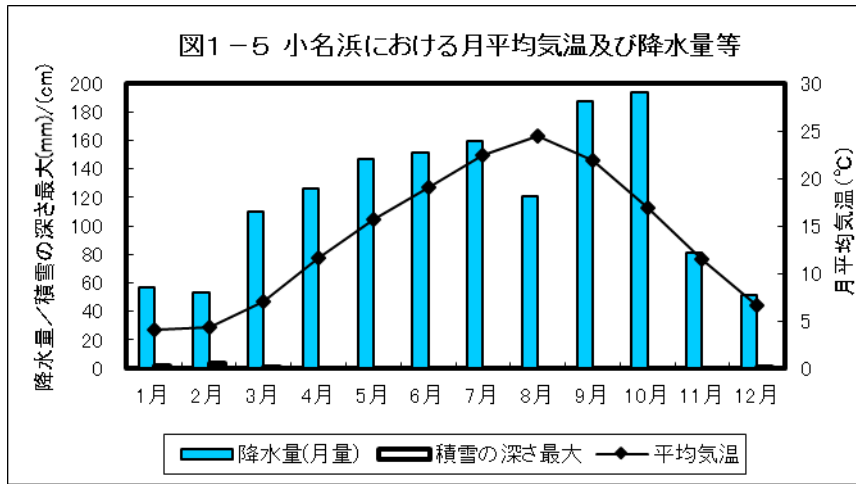


(2) 会津若松市（日本海側気候）



¹ 気象庁（福島地方气象台）資料による。月平均気温、降水量及び積雪の深さについては、1991年から2020年までの平均値である。

(3) いわき市小名浜（太平洋側気候）

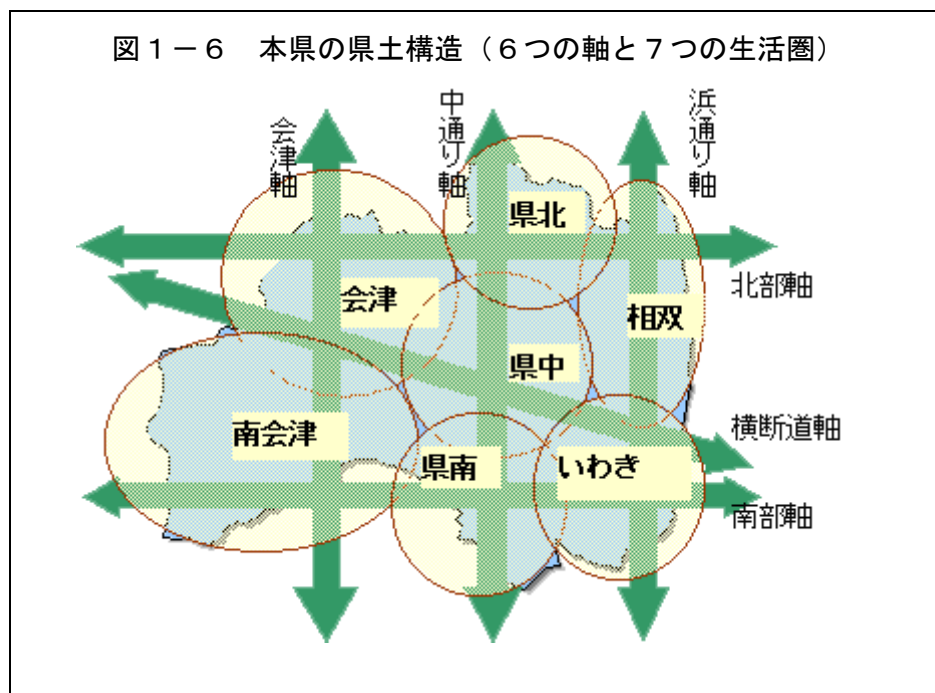


第2節 本県の社会的条件

第1 県土構造

本県は、地形的に浜通り、中通り、会津地方の3地方に区分されるが、人口集積からみると、それぞれの地方に2～3の核となる地域が存在している。

福島県総合計画では、浜通り、中通り、会津地方のそれぞれの地方を南北に通る縦軸（浜通り軸、中通り軸、会津軸）と、構想レベルのものも含めてそれぞれの地方間を東西に通る横軸（北部軸、横断道軸、南部軸）の、計6つの軸が設定され、これらの核および軸により、本県は7つの生活圏（地域）が構成される県土構造となっている。（図1-6）



第2 人口

1 人口の推移

(1) 本県の令和2年10月1日現在の人口は、1,833千人となっている。

人口の推移を行政区分ごとにみると、平成27年と令和2年の比較で、市部においては4.3%、郡部においては3.8%の減少となっている。

地域区分ごとにみても全体的に減少傾向にある。²

² 令和2年国勢調査報告書福島県（総務省統計局）。

第1編 総論
第4章 県の地理的、社会的特徴

表1-2 人口の推移

(単位:人%)

	平成22年	平成27年 (a)	令和2年 (b)	左のうち15歳 未満人口(c)	左のうち65歳 以上人口(d)	比較増減 (b/a*100)	年少人口率	高齢化率	要介護(要支 援)認定率	1人暮らしの高 齢者世帯比率
県計	2,029,064	1,914,039	1,833,152	206,152	572,825	95.8	11.5	31.8	19.3	11.78
市部計	1,602,602	1,579,063	1,511,007	171,987	850,627	95.7	11.6	30.9	19.4	11.58
郡部計	426,462	334,976	322,145	34,165	169,614	96.2	10.7	36.3	18.9	12.80
県北地域	497,059	490,647	465,894	50,927	259,225	95.0	11.1	32.3	19.3	11.70
県中地域	551,745	539,376	519,577	61,349	299,760	96.3	12.0	29.1	18.4	10.05
県南地域	150,117	144,080	138,770	16,751	78,253	96.3	12.2	30.9	16.7	10.65
会津地域	262,051	250,605	232,140	25,687	122,801	92.6	11.2	35.3	20.2	13.89
南会津地域	29,893	27,149	24,263	2,218	11,493	89.4	9.2	43.4	21.0	17.61
相双地域	195,950	111,945	119,577	11,241	63,989	106.8	9.7	34.8	19.3	12.30
いわき地域	342,249	350,237	332,931	37,979	184,720	95.1	11.7	31.5	20.8	12.89

注1. 総務省統計局統計調査部「国勢調査報告」(平成22、27年、令和2年)、福島県生活福祉総室高齢福祉課(令和2年8月末現在)による。
なお、市部・郡部の区分については、令和2年10月1日現在の市町村の状況で整理した。

2. 調査時点は各年10月1日現在。ただし、要介護(要支援)認定率のみ令和2年8月31日現在。
3. 「要介護(要支援)認定率」の算出方法は次のとおり。
要介護(要支援)認定率=第1号被保険者(65歳以上)の要介護(要支援)認定者数/第1号被保険者数(65歳以上)
4. 「1人暮らしの高齢者世帯比率」の算出方法は次のとおり。
1人暮らしの高齢者世帯比率=65歳以上の高齢者単身世帯数/一般世帯数

2 高齢者等要配慮者の人口推移

(1) 高齢者³

ア 本県における令和2年10月の高齢化(65歳以上)率は、31.8%と全国平均の28.7%を3.1ポイント上回っている。

イ 高齢化率は、市部より郡部が高く、市町村のうち、三島町、金山町及び昭和村では高齢化率が50%を超えている(原子力災害によりこれまでに避難指示を受けた南相馬市、田村市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村及び飯館村を除く)。

介護保険の第1号被保険者(65歳以上)のうち要介護・要支援の認定を受けた人の割合を示す要介護(要支援)認定率は、郡部より都市部で若干高く、県平均では65歳以上人口のうち19.3%となっている。

ウ 一般世帯数に対する1人暮らしの高齢者世帯の比率は、県全体で11.78%である。地域別にみると県中地域では10.05%であるが、会津地域では13.89%、南会津地域では17.61%と地域差が大きい。

(2) 在留外国人数

ア 本県における、令和2年12月末日現在の在留外国人数は14,890人である。前年に比べ467人、3.0%の減少となっている。⁴(図1-7)

※ ただし、平成24年7月9日から新しい在留管理制度に移行したことにより、調査対象者は

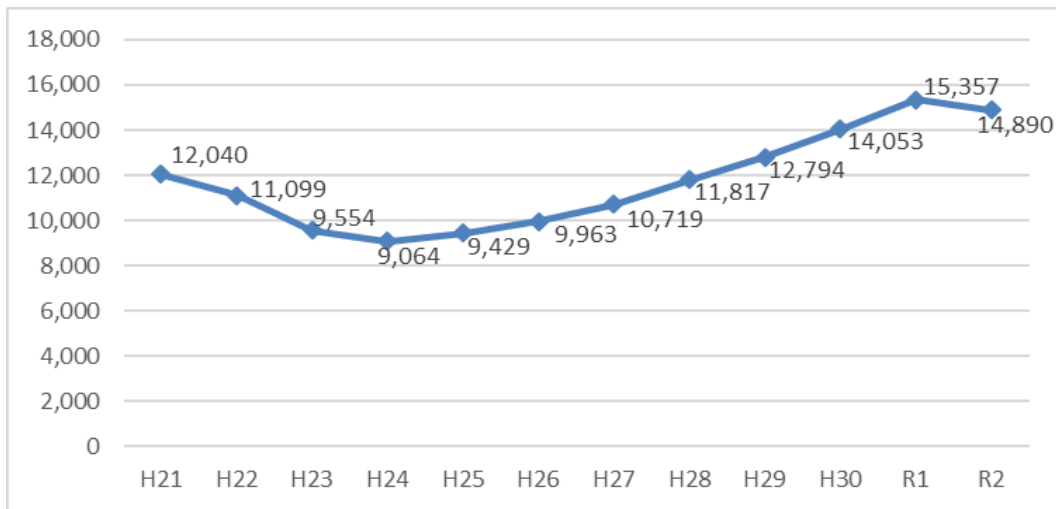
³ 令和2年国勢調査報告書福島県(総務省統計局)。

⁴ 福島県生活環境部資料

外国人登録法に基づく外国人登録者数から、住民基本台帳に登録されている在留外国人数に変更した。対象となる外国人に違いがあることから、推移数の単純な比較はできない。

イ 在留外国人数を市町村別にみると郡山市（2,957人）、福島市（1,931人）、いわき市（2,889人）と3市で全体の52.2%を占める。上記の3市以外では会津若松市（861人）、白河市（659人）など市部で外国人登録者が多い。

図1-7 外国人登録者数の推移



注. 「福島県の国際化の現状」（福島県生活環境部国際課）による。

第3 交通

1 道路

(1) 本県の道路網は、県の面積が広大であることから主要幹線道路も多く、東北・常磐・磐越、東北中央自動車道の4つの高速道路と広域的な一般幹線道路である国道4号、6号、49号、121号を主軸として基本的なネットワークを形成している。

また、上記幹線道路に加えて、これ以外の国道、主要地方道、一般県道がこれを補完し、さらに地域住民の日常生活に密着した市町村道を加えて、全体として一つの道路網を構成している。

(2) 会津地方では、10月後半から11月になると盆地特有の放射霧が朝方発生し、交通機関等に大きな影響を与える。また、12月中旬以降になるとシベリア高気圧が強まるため、会津地方は日本海側の天気となり、同地方を中心として交通機関等に大きな影響を与える。

(3) 「県地域防災計画」では、県機関、市町村等、物資受入れ港、物資受入れ空港である福島空港（須賀川市、石川郡玉川村）及び隣接県の主要路線を接続する路線等について、緊急輸送路に指定している。

(4) 高速道路の東北・常磐自動車道、一般幹線道路の国道4号、6号は、首都圏から本

第1編 総論

第4章 県の地理的、社会的特徴

県を通り宮城県を結ぶ主要幹線道路であり、国道118号、121号、294号、349号は、北関東地方の栃木県及び茨城県と本県を結ぶ幹線道路である。

また、東北自動車道を経由して山形県に至る山形自動車道、国道13号、121号は、本県と山形県を、磐越自動車道、国道49号は、本県と新潟県を結ぶ主要幹線道路及び幹線道路である。（表1-3、図1-8）

第1編 総論
第4章 県の地理的、社会的特徴

表1-3 本県と隣接県を結ぶ道路及び鉄道路線

隣接県名	路線等名	出発地域	隣接県における 到着地市町村(経由先)	備考	
南東北	宮城県	東北自動車道	県北地域	白石市(仙台市)	東日本高速道路株式会社、第1次確保路線
		常磐自動車道	相双地域	山元町(亶理町)	東日本高速道路株式会社、第1次確保路線
		国道4号	県北地域	白石市(仙台市)	第1次確保路線
		国道6号	相双地域	山元町(仙台市)	第1次確保路線
		国道113号	相双地域	丸森町(白石市)	第1次確保路線
		国道349号	県北地域	丸森町(柴田町)	第2次確保路線(県境含まず)
		東北新幹線	福島駅	白石駅(仙台駅)	東日本旅客鉄道株式会社
		東北本線	県北地域	白石市(仙台市)	東日本旅客鉄道株式会社
		常磐線	相双地域	山元町(仙台市)	東日本旅客鉄道株式会社
	阿武隈急行	県北地域	丸森町(柴田町)	阿武隈急行株式会社	
	山形県	東北(山形)自動車道	県北地域	(山形市)	東日本高速道路株式会社、第1次確保路線
		国道13号	県北地域	米沢市(山形市)	第1次確保路線
		国道121号	会津地域	米沢市	第1次確保路線
		国道399号	県北地域	高島町	第2次確保路線(県境含まず)、県境冬季交通不能
山形新幹線(奥羽本線)		県北地域	米沢市(山形市)	東日本旅客鉄道株式会社	
信越	新潟県	磐越自動車道	会津地域	阿賀町(新潟市)	東日本高速道路株式会社、第1次確保路線
		国道49号	会津地域	阿賀町(新潟市)	第1次確保路線
		国道252号	南会津地域	魚沼市	第2次確保路線(県境含まず)、県境冬季交通不能
		国道352号	南会津地域	魚沼市	第2次確保路線(県境含まず)、県境冬季交通不能
		国道459号	会津地域	阿賀町	第2次確保路線(県境含まず)、県内一部区間冬季交通不能
		磐越西線	会津地域	津川町(新津市)	東日本旅客鉄道株式会社
北関東	茨城県	磐越自動車道	いわき地域	北茨城市(水戸市)	東日本高速道路株式会社、第1次確保路線
		国道6号	いわき地域	北茨城市(水戸市)	第1次確保路線
		国道118号	県南地域	大子町(水戸市)	第1次確保路線
		国道349号	県南地域	常陸太田市(水戸市)	第2次確保路線(県境含まず)
		常磐線	いわき地域	北茨城市(水戸市)	東日本旅客鉄道株式会社
		水郡線	県南(県中)地域	大子町(水戸市)	東日本旅客鉄道株式会社
		栃木県	東北自動車道	県南地域	黒磯市(宇都宮市)
	国道4号		県南地域	那須町(宇都宮市)	第1次確保路線
	国道121号		南会津地域	日光市(宇都宮市)	第1次確保路線
	国道294号		県南地域	那須町(烏山町・茂木町)	第2次確保路線(県境含まず)
	東北新幹線		新白河駅	西那須野駅(宇都宮駅)	東日本旅客鉄道株式会社
	東北本線		県南地域	那須町(宇都宮市)	東日本旅客鉄道株式会社
	会津鬼怒川線		南会津地域	日光市(今市市)	野岩鉄道株式会社
	群馬県	—	—	—	—

- 注1. 「福島県地域防災計画」(福島県危機管理部)、「2015 福島県の道路」(福島県土木部)等による。
 2. 道路については高速道路及び国道を掲載(県境区間が自動車交通不能区間となる国道289号を除く)。
 3. 備考欄に記載のある「確保路線」とは、災害発生時に確保される緊急輸送経路の指定区分である。

2 鉄 道

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）が運営する東北新幹線は、中通りを南北に縦貫し、新白河駅(西白河郡西郷村)、郡山駅(郡山市)、福島駅(福島市)の3つの駅が設置されている。また、福島駅から分岐する山形新幹線(愛称)が、平成4年7月に新幹線と在来線を乗り換えなしで結ぶ新在直通運転として開通している。
- (2) JR東日本の在来線は、東北本線、奥羽本線、常磐線、磐越東線、磐越西線、水郡線及び只見線の7路線が県民の足として活用されている。このほか第3セクターによる会津線（会津鉄道株式会社）、会津鬼怒川線（野岩鉄道株式会社）、阿武隈急行線（阿武隈急行株式会社）の3路線、民間運営による福島交通飯坂線（福島交通株式会社）が、地域住民の重要な交通機関となっている。

また、貨物用路線として重要港湾の小名浜港（いわき市）と常磐線泉駅を結ぶ福島臨海鉄道（福島臨海鉄道株式会社）が利用されている。

- (3) 東北新幹線、東北本線及び常磐線は首都圏から本県を通り宮城県を結ぶ路線であり、水郡線及び第3セクターの会津鬼怒川線及び会津線は、北関東地方の茨城県及び栃木県と本県を結ぶ路線である。

また、阿武隈急行線は本県と宮城県を、山形新幹線(愛称)及び奥羽本線は本県と山形県を、磐越西線と只見線は本県と新潟県を結ぶ路線である。（表1-3、図1-8）

3 空 港

- (1) 地方管理空港として指定されている福島空港は、平成5年3月に滑走路長2,000mの空港として開港した。平成12年には、滑走路長2,500mの滑走路を供用開始し、高速交通の拠点として重要な役割を果たしている。

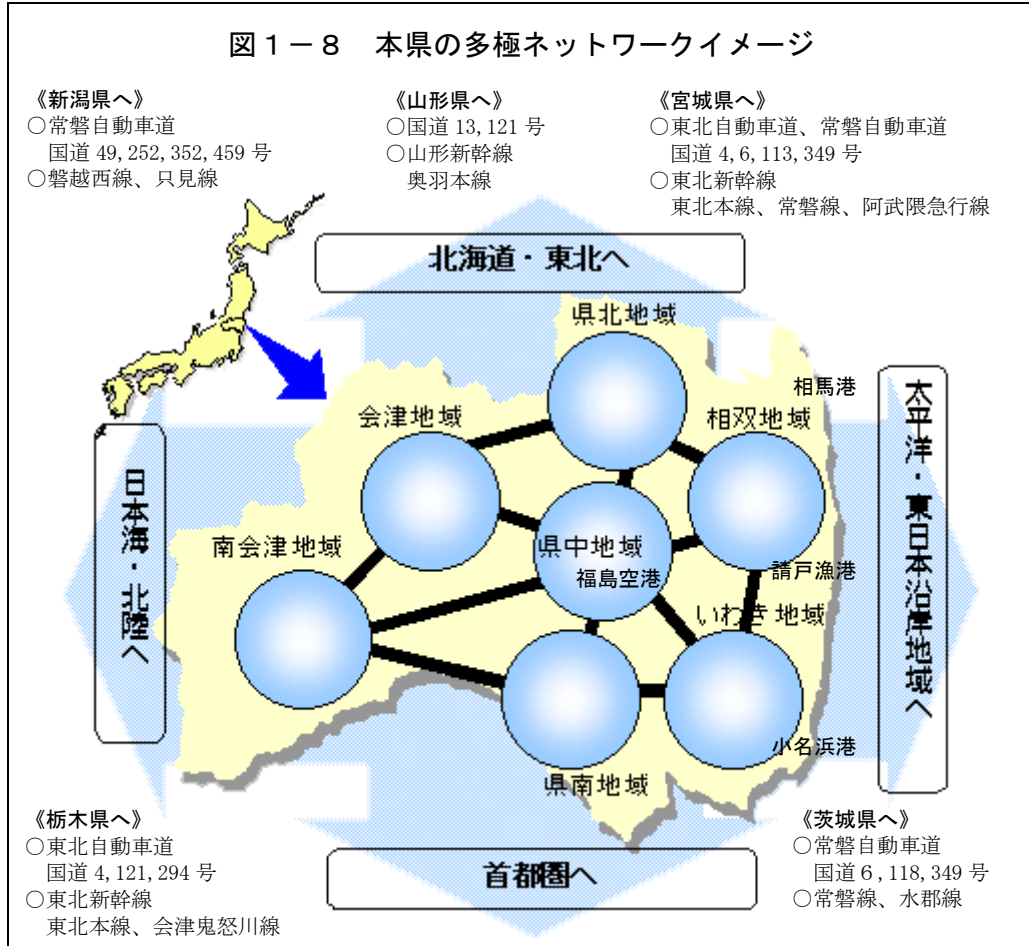
現在、国内定期路線として、札幌、大阪の2つの路線で運航されている。

- (2) 福島空港のほか、農道離着陸場のふくしまスカイパーク（福島市）があり、4月から12月までの期間、農産物の空輸等に利用されている。
- (3) 「県地域防災計画」では、空路からの物資受入れ拠点である物資受入れ空港として、福島空港を指定している。

4 港 湾

- (1) 重要港湾として、小名浜港、相馬港（相馬市、相馬郡新地町）の2つの港湾が指定されている。小名浜港は国際貿易港として、南東北の物流拠点及び背後企業を支援する港湾としての役割を果たし、相馬港は相馬地域開発の拠点及び相双・県北地域の流通拠点としての役割を担っている。
- (2) 地方港湾として江名港、中之作港（ともにいわき市）のほか、猪苗代湖で観光の役割を果たしている翁島港（耶麻郡猪苗代町）、湖南港（郡山市）、さらに避難港の久之浜港（いわき市）の7つの港湾が指定されている。

(3) 「県地域防災計画」では、海路からの物資受入れ拠点として重要港湾の小名浜港及び相馬港、第3種漁港の請戸漁港（双葉郡浪江町）を物資受入れ港として指定している。



第4 自衛隊施設等

本県は、陸上自衛隊は東北方面隊、海上自衛隊は横須賀地方隊、航空自衛隊は中部航空方面隊の担当地域となる。

県内には、表1-4のとおり、陸上自衛隊の駐屯地が福島市及び郡山市に、航空自衛隊の分屯基地が双葉郡川内村ほかに設置されている。

表1-4 県内の自衛隊施設

区分	駐屯地・分屯基地名	部隊名	所在市町村名
陸上自衛隊	福島駐屯地	・東北方面隊第6師団 第44普通科連隊 ・東北方面隊第2施設団 第11施設群	福島市
	郡山駐屯地	・東北方面隊第6師団 第6高射特科大隊	郡山市
航空自衛隊	大滝根山分屯基地	・中部航空方面隊 第27警戒群	双葉郡川内村ほか

第5 石油コンビナート等特別防災区域

県内には、いわき市の「いわき地区」（小名浜区域、佐糠町区域及び錦町区域で構成される）及び双葉郡広野町の「広野地区」の2ヶ所が石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。

いわき地区では油槽所、化学工場及び火力発電所等18事業所が、広野地区では火力発電所1事業所が操業している。

表1-5 県内の石油コンビナート等特別防災区域の概況

指定区域	区域面積 (km ²)	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所		
		石油 (万kl)	高压ガス (万Nm ³)	総数	第1種 事業所	第2種 事業所
いわき 地区	746	194	736	18	7	11
広野 地区	136	24	—	1	1	—
合計	882	218	736	19	8	11

注. 消防庁特殊災害室「消防白書 附属資料」（令和2年）による。

第6 電力供給施設

1 火力発電所

浜通りは、関東地方に隣接し、長い海岸線を有することから、発電にあたって大量の海水を必要とする火力発電所が建設され、本県の消費電力を賄うだけでなく、首都圏に供給されるなど重要な電力供給地域となっている。

令和2年3月現在、自家用発電を除く火力発電所については、5事業者により6ヶ所の発電所が認可されている。（表1-6）

2 水力発電所

会津地方は、日本有数の豪雪地帯である越後山脈沿いを流れる只見川や奥羽山脈沿いに流れる大川、猪苗代湖を水源とする日橋川など豊富な水量を利用した大規模な水力発電所が多く建設され、本県の電力需要を満たすとともに、発電された電力は首都圏等に供給されている。

令和2年3月現在、県内における自家用発電を除く水力発電所は、3事業者により85ヶ所の発電所が認可されている。（表1-6）

表1-6 電気事業者別・発電種類別発電所数及び認可最大出力

(単位：kW)

区 分	総 数		水 力		火 力		風 力	
	発電所数	認可最大出力	発電所数	認可最大出力	発電所数	認可最大出力	発電所数	認可最大出力
電気事業者	91	14,166,690	85	3,954,690	6	10,212,000		
東 北 電 力	63	3,240,360	61	1,240,360	2	2,000,000		
東 京 電 力 ホー ル・デ ィ ィ ン グ ス	15	354,930	15	354,930				
J E R A	1	4,400,000			1	4,400,000		
電 源 開 発	9	2,359,400	9	2,359,400				
常 磐 共 同 火 力	1	1,700,000			1	1,700,000		
相 馬 共 同 火 力 発 電	1	2,000,000			1	2,000,000		
相 馬 エ ネ ル ジー パ ー ク	1	112,000			1	112,000		
自家用発電	50	494,116	17	33,760	26	277,976	7	182,380
合 計	141	14,660,806	102	3,988,450	32	10,489,976	7	182,380

注1. 「福島県における電源立地の概要 令和2年3月31現在」(企画調整部エネルギー課)による。

2. 自家用火発電所のうち内燃力発電所については1万kW以上のものを計上。

第3節 地理的・社会的条件からみた国民保護措置等の実施に関する留意事項

1 地勢、気象条件による避難経路の制限

本県において住民避難を行う場合、以下のとおり避難経路が制限される可能性があることから、既存道路網を有効に活用するための体制や仕組みの整備等に留意する必要がある。

(1) 中通り、浜通り及び会津地方から他の地方に避難するためには、南北に連なる阿武隈高地又は奥羽山脈等の交通網の整備が遅れている中山間地域を移動することになるため、避難経路が制限されるおそれがある。

また、県の区域を越える広域的な住民避難が行われる場合、特に会津地方は、隣接県との境界が山間地域や山岳地帯となるため、避難経路が制限されるおそれがある。

(2) 会津地方の全市町村は、豪雪地域対策特別措置法に規定される豪雪地帯に、このうち中山間地域に位置する町村は、特別豪雪地帯にも指定されており、平地では1m以下の積雪だが、山間地域においては2mを超える地域もみられる。

このため、積雪時や路面凍結時において、会津地方と中通り及び新潟県を結ぶ重要な路線である磐越自動車道や国道49号に大きな影響を与えること、また、冬季において、新潟県との県境を越える経路等は、交通不能となる区間もあることなど、積雪期における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され、移動に長い時間を要するおそれがある。

2 中山間地域における高齢者等の住民避難

- (1) 本県は、高齢化率が全国平均より高く、特に中山間地域に位置する町村においては、高齢者の比率や1人暮らしの高齢者世帯の比率が高い傾向がみられることから、中山間地域における高齢者など要配慮者に対する避難誘導のあり方や避難手段の確保方法に留意する必要がある。
 - (2) 中山間地域においては、公共交通機関が限られている地域が多いことから、当該地域における住民の避難については、避難手段の確保方法に留意する必要がある。
 - (3) 中山間地域における積雪時の住民避難については、避難の経路や交通手段が限定されるとともに、移動に長い時間を要する可能性があるため、高齢者等の避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことに留意する必要がある。
- 3 発電所立地地域における住民避難
- 本県には、水力発電所、火力発電所及び原子力発電所が多数立地しているが、これらの発電所に対し武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃（以下「武力攻撃等」という。）が行われた場合、大規模かつ広域的な住民避難も想定されることから、平素からの発電所の安全確保や武力攻撃災害が発生した場合の対処に関して配慮する必要がある。
- 4 本県は、関東地方に隣接し、新幹線及び高速道路などにより首都圏と直結しており、首都圏に大規模な武力攻撃災害が発生した場合、当該地域の避難住民を受入れることも想定されることから、避難住民の受入れが可能な体制や方法の整備について留意する必要がある。

第5章 県保護計画が対象とする事態

県保護計画においては、基本指針において想定されている次の武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

第1節 武力攻撃事態等の類型

1 武力攻撃事態等の類型

基本指針には、武力攻撃事態等として、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の4類型が示されており、県保護計画においても基本指針と同様の事態を想定する。

なお、各類型の詳細については表1-7のとおりである。

表1-7 基本指針における武力攻撃事態等の類型

類 型	武 力 攻 撃 の 特 徴 及 び 対 応 等 の 留 意 点
着上陸侵攻	<p>《特 徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、国内へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>《対応の留意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>《特 徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

類 型	武 力 攻 撃 の 特 徴 及 び 対 応 等 の 留 意 点
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>○ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、県及び県警察は、市町村（消防機関を含む。）、管区海上保安本部等及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
弾道ミサイル攻撃	<p>《特 徴》</p> <p>○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で国内に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
航空攻撃	<p>《特 徴》</p> <p>○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>○ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

2 武力攻撃事態等においてNBC兵器が使用された場合の対応等

基本指針における、NBC兵器が使用された場合の対応等については、表1-8のとおりであり、県保護計画においても基本指針における対応等を踏まえて対応することとする。

表1-8 基本指針におけるNBC兵器が使用された場合の対応等

区分	NBC兵器が使用された場合の対応等
核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって、①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ○ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にし、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 ○ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。
生物兵器	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ○ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ○ したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

第1編 総論

第5章 福島県の国民の保護に関する計画が対象とする事態

区分	N B C 兵器が使用された場合の対応等
化学兵器	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○ このため、国、県及び市町村等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

第2節 緊急処理事態の分類

1 緊急処理事態の類型

基本指針において、緊急処理事態は、攻撃対象施設等による分類及び攻撃手段による分類に区分され、表1-9のとおりそれぞれ2つのパターンが示されており、県保護計画においても当該事態を対象として想定する。

表1-9 基本指針における緊急処理事態の類型

分類	区分	事態例	被害の概要
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	①原子力事業所等の破壊	①原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害 ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
		②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
		③危険物積載船への攻撃	③危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
		④ダム破壊	④ダムが破壊された場合の主な被害 ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

第1編 総論

第5章 福島県の国民の保護に関する計画が対象とする事態

分類	区分	事態例	被害の概要
攻撃対象施設等による分類	多数の人が集合する施設、大量運送機関等に対する攻撃が行われる事態	①大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ②列車等の爆破	○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	①ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ②炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ③水源地に対する毒素等の混入 ④市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	①放射性物質等 ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。 ②③生物剤（毒素を含む。）による攻撃 ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。 ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。 ④化学剤による攻撃 ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	①航空機等による多数の死者を伴う自爆テロ ②弾道ミサイル等の飛来	○主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

2 緊急対処事態においてNBC兵器が使用された場合の対応等

基本指針における、NBC兵器が使用された場合の対応等については、表1-8のとおりであり、県保護計画においても基本指針における対応等を踏まえて対応することとする。

